

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 職員に適用する給料表を国家公務員の行政職俸給表（一）に準じた給料表にすることとし、等級別基準職務表や昇格時号給対応表等を改正します。
- 2 特定任期付職員の給料表を国家公務員に準じた給料表に改正します。
- 3 大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、住居手当の改正（支給対象となる家賃額の下限の引上げ、手当額の上限の引上げ等）を行います。
- 4 給料表の改正に伴う規定の整備を行います。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から施行します。